

平成七年法律第二百二十二条

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 基本方針等（第三条・第六条）
- 第三章 再商品化計画（第七条）
- 第四章 排出の抑制（第七条の二～第七条の七）

- 第五章 分別収集（第八条～第十条の二）
- 第六章 再商品化の実施（第十一条～第二十条）
- 第七章 指定法人（第二十一条～第三十二条）
- 第八章 雜則（第三十三条～第四十五条）
- 第九章 罰則（第四十六条～第四十九条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

この法律は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もつて生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「容器包装」とは、商品の容器及び包装（商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。）であつて、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。

この法律において「特定容器」とは、容器包装のうち、商品の容器（商品の容器自体が有償である場合を含む。）であるものとして主務省令で定めるものをいう。

この法律において「特定包装」とは、容器包装が一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七条）において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）となつたものをいう。

この法律において「分別収集」とは、廃棄物を分別して収集し、及びその収集した廃棄物について、必要に応じ、分別、圧縮その他環境省令で定める行為を行うことをいう。

6	この法律において「分別基準適合物」とは、市町村が第八条に規定する市町村分別収集計画に基づき容器包装廃棄物について分別収集をして得られた物のうち、環境省令で定める基準に適合する施設として主務大臣が市町村の意見を聴いて指定する施設において保管されているもの（有償又は無償で譲渡できることが明らかで再商品化をする必要がない物として主務省令で定める物を除く。）をいう。
7	この法律において「特定分別基準適合物」とは、主務省令で定める容器包装の区分（以下「容器包装区分」という。）ごとに主務省令で定める分別基準適合物をいう。
8	この法律において分別基準適合物について「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。 一 自ら分別基準適合物を製品（燃料として利用される製品にあっては、政令で定めるものに限る。）の原材料として利用すること。 二 自然燃料以外の用途で分別基準適合物を製品としてそのまま使用すること。
9	四 分別基準適合物について、第一号に規定する製品としてそのまま使用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にすること。
10	四 この法律において容器包装について「用いる」とは、次に掲げる行為をいう。 一 その販売する商品を容器包装に入れ、又は容器包装で包む行為（他の者（外国為替及び外國貿易法（昭和二十四年法律第二百二十九号）第六条に規定する非居住者を除く。以下この項及び次項において同じ。）の委託（主務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けて行うものを除く。） 二 その販売する商品で容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれたものを輸入する行為（他の者の委託を受けたものを輸入する行為を除く。）

11	三 前二号に掲げる行為を他の者に対し委託をする行為 この法律において「特定容器利用事業者」とは、その事業（収益事業であつて主務省令で定めるものに限る。以下同じ。）において、その販売する商品について、特定容器を用いる事業者であつて、次に掲げる者以外の者をいう。
12	二 地方公共団体 三 特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの
13	四 中小企業基本法（昭和三十八年法律第二百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であつて、その事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間）における政令で定める売上高が政令で定める金額以下である者
14	五 この法律において「特定容器製造等事業者」とは、特定容器の製造等の事業を行う者であつて、前項各号に掲げる者以外の者をいう。
15	六 円滑かつ効率的な容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進のための方策に関する事項

16	七 環境の保全に資するものとしての容器包装廃棄物の排出の抑制並びに分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
17	八 その他容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化的促進等に関する重要な事項
18	九 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
19	（事業者及び消費者の責務）
20	一 事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない。
21	（国の責務）
22	二 国は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
23	三 国は、物品の調達に当たつては、容器包装廃棄物の排出の抑制に資する物又は分別基準適合物の再商品化をして得られた物若しくはこれを使用した物の利用を促進するよう必要な考慮を払うものとする。
24	四 国は、容器包装に関する情報の収集、整理及び活用、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化等の促進に資する科学技術の振興を図るために研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
25	五 国は、教育活動、広報活動等を通じて、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する事項

見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量

- 二 当該都道府県の区域内において得られる分別基準適合物について、各年度において得られる特定分別基準適合物ごとの市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる各年度における特定分別基準適合物ごとの量

三 当該都道府県の区域内において得られる第二条第六項に規定する主務省令で定める物について、各年度における市町村別の量の見込み及び当該見込量を合算して得られる量

- 四 容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の意義に関する知識の普及並びに当該都道府県の区域内の市町村相互間の分別収集に関する情報の交換の促進に関する事項

る量を第三号に掲げる量で除して得た率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 第十一条第二項第一号の再商品化義務量から同号に掲げる量を控除して得た量

二 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定分別基準適合物に係る特定包装の当該年度において販売する商品に用いられる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務省令で定めるところにより算定される量

三 すべての特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出される見込量として主務大臣が定める量

(再商品化したものとみなされる場合)

（再商品化したもののとみなされる場合）

第十四条 特定事業者が、前三条に規定する再商品化義務量の全部又は一部の再商品化について指定法人と第二十三条第一項に規定する再商品化契約を締結し、当該契約に基づく自らの債務を履行したときは、当該特定事業者は、その委託した量に相当する当該特定分別基準適合物の量について再商品化をしたものとみなす。（再商品化の認定）

第十五条 特定事業者は、第十一条から第十三条までに規定する再商品化義務量の全部又は一部の再商品化をしようとするとき（指定法人以外の者に委託して再商品化をしようとするときを含む。）は、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けなければならぬ。

一 当該再商品化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合すること。

二 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有すること。

三 当該再商品化に係る次項第五号に掲げる量が、主務省令で定める特定分別基準適合物の地域に関する基準に適合していること。

前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 その事業において用いる特定容器、その事業において製造等をする特定容器又はその事

業において用いる特定容器の種類及び量並びに当該特定容器又は当該特定包装の属する容器包装区分

三 前号の容器包装区分に係る特定分別基準適合物の第十一条から第十三条までに規定する

四 当該認定に係る再商品化をしようとする特定分別基準適合物

五 前号の特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物の市町村別の量

六 当該認定に係る再商品化に必要な行為を実施する者及び当該再商品化の用に供する施設

三 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再商品化義務量が同項各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認定をするものとする。（変更の認定）

四 前条第一項の認定を受けた特定事業者（以下「認定特定事業者」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。（認定の取消し）

五 主務大臣は、認定特定事業者が第十条の二に規定する金銭を支払わなかつたとき、又は第十五条第一項の認定に係る再商品化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。（自主回収の認定）

第六条 特定事業者は、その用いる特定容器、その製造等をする特定容器又はその用いる特定包装を自ら回収し、又は他の者に委託して回収するときは、主務大臣に申し出て、その行う特定容器又は特定包装の回収の方法が主務省令で定める回収率を達成するために適切なものである旨の認定を受けることができる。

第七条 指定法人（指定等）

第八条 特定事業者は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことのできると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。

第九条 指定法人は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

第十条 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。（事業計画等）

第十一条 指定法人は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、再商品化業務に係る事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

第十二条 指定法人は、特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化をするものとす

る量を第三号に掲げる量で除して得た率を乗じて得た量に相当する量とする。

一 第十一条第二項第一号の再商品化義務量から同号に掲げる量を控除して得た量

二 当該特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定分別基準適合物に係る特定包装の当該年度において販売する商品に用いられる量のうち、容器包装廃棄物として排出され見る見込量として主務省令で定めるところにより算定される量

三 すべての特定包装利用事業者がその事業において用いる当該特定包装の当該年度において販売する商品に用いる量のうち、容器包装廃棄物として排出され見る見込量として主務大臣が定める量

（再商品化の認定）

四 当該認定に係る再商品化をしようとする特

定分別基準適合物

五 前号の特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物の市町村別の量

六 当該認定に係る再商品化に必要な行為を実

施する者及び当該再商品化の用に供する施設

三 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る再商品化義務が同項各号のいずれにも適合していると認めるとときは、同項の認定をするものとする。（変更の認定）

四 前号の特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物の市町村別の量

五 前号の特定分別基準適合物の量及び当該特定分別基準適合物の市町村別の量

六 当該認定に係る再商品化に必要な行為を実

施する者及び当該再商品化の用に供する施設

三 主務大臣は、第一項の認定を受けた特定事業者（以下「認定特定事業者」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。（認定の取消し）

五 主務大臣は、認定特定事業者が第十条の二に規定する金銭を支払わなかつたとき、又は第十五条第一項の認定に係る再商品化が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとときは、当該認定を取り消すことができる。（自主回収の認定）

第六条 前条第一項の認定を受けた特定事業者（以下「認定特定事業者」という。）は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。（認定の取消し）

七 第十七条 指定法人

八 第十八条 特定事業者は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「再商品化業務」という。）を適正かつ確実に行うことのできると認められるものを、その申請により、再商品化業務を行う者（以下「指定法人」という。）として指定することができる。（指定等）

九 第十九条 主務大臣は、特定事業者に対し不當な指導及び助言をすることができる。

（業務の委託）

一 主務大臣は、主務大臣の認可を受けた前条第一項の規定による認定を受けた者は、主務大臣に届け出に係る事項を公示しなければならない。（業務）

二 第二十一条 指定法人は、主務大臣の認可を受けた前条第一項の規定による認定を受けた者は、主務大臣に届け出に係る事項を公示しなければならない。（業務）

三 第二十四条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

四 第二十二条 指定法人は、再商品化業務の実施方法及び委託料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

二 指定法人及び指定法人との間に再商品化契

約又は分別基準適合物の再商品化の実施の契

約を締結する者の責任並びに委託料金の收受

に關する事項が適正かつ明確に定められてい

ること。

三 特定の者に対し不当な差別的取扱いをする

ものでないこと。

四 関連事業者及び一般消費者の利益を不當に

害するおそれがあるものでないこと。

五 主務大臣は、第一項の認可をした再商品化業

務規程が再商品化業務の適正かつ確実な実施上

不適當となつたと認めるときは、その再商品化

業務規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

（事業計画等）

二 第二十三条 指定法人は、主務大臣の認可を受けた前条第一項の規定による認定を受けた者は、主務大臣に届け出に係る事項を公示しなければならない。（業務）

三 第二十四条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

四 第二十五条 指定法人は、毎事業年度、主務省令

で定めるところにより、再商品化業務に關し事

業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の

認可を受けなければならぬ。

これを変更しようとするときも、同様とする。

五 第二十六条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

六 第二十七条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

七 第二十八条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

八 第二十九条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

九 第三十条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十 第三十一条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十一 第三十二条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十二 第三十三条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十三 第三十四条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十四 第三十五条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十五 第三十六条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十六 第三十七条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十七 第三十八条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十八 第三十九条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

十九 第四十条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

二十 第四十一条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

二十一 第四十二条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

二十二 第四十三条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

め、主務大臣の認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも、同様とする。

二十三 第四十四条 指定法人は、再商品化業務を行

うときは、その開始前に、再商品化業務の実施方

法、委託料金の額の算出方法その他の主務省令

で定める事項について再商品化業務規程を定

量を定め、又は第二十四条第一項若しくは第二十五条第一項の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他利害関係者の意見を聴くものとする。
(経過措置)

第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第九章 罰則

第四十六条 第二十条第三項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十六条の二 第七条の七第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

二 当該各号に掲げる日から施行する規定は、
一 第八条及び第九条の規定 公布の日から起
算して一年を超えない範囲内において政令で
定める日

二 第十条、第五章、第三十三条から第三十六
条まで、第三十八条から第四十条まで、第四
十六条、第四十八条及び附則第五条（厚生省
設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）第
六条第二十七号の二）の次に一号を加える改正
規定（「再商品化の認定を行ひ、及びその
認定を取り消し、特定容器又は特定包装の自
主回収の認定を行い、及びその認定を取り消
し」に係る部分に限る。）に限る。の規定
公布の日から起算して二年を超えない範囲内
において政令で定める日

（適用除外期間）

第一項	(施行期日)
第一項	この法律は、公布の日から施行する。
附則	(平成一一年一二月二二日法律第一六〇号)抄
附則	(施行期日)
第一項	この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
第一項	第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子弹の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百一十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定
附則	(平成一一年六月七日法律第一三号)抄

第四十七条 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条の許可を受けないで再商品化業務の全部を廃止したとき。

二 第二十九条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の六又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十八条の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

三 第四十条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第四十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科す。

第二条 第十一条から第十三条までの規定は、中小企業基本法第二条第一項に規定する中小企業者その他の政令で定める者に該当する特定事業者については、平成十二年三月三十一日までの間は、適用しない。

第三条 第三章から第五章まで、第三十三条及び第三十五条から第四十条までの規定は、容器包装のうち、主として紙製のもの及び主としてプラスチック製のものであつて政令で定めるものについては、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しない。

(検討)

附 則 (平成九年五月二三日法律第五九号) 抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施

第一條　この法律は、平成十三年四月一日から施行する。	
附　則　（平成一五年六月一八日法律第九号）抄	（施行期日）
第一条　この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。	附　則　（平成一八年六月一日法律第五〇号）抄
この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。	附　則　（平成一八年六月一五日法律第十七号）
該各号に定める日から施行する。	（施行期日）
一　附則第三条の規定　公布の日	二　第一条から第三条まで、第五条、第六条、第八条及び第九条の改正規定、第十八条の改正規定（同条第一項の改正規定を除く。）、第四十三条第一項第一号の改正規定（同条第二項の規定による公示、同条第三項」を「同条第五項において準用する場合を含む。」の規定による公示、同条第三項の規定による報告の受理、同条第四項」に改め

(意見聴取)

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から

行する。
附 則 (平成一一年一二月三日法律第一四六号) 抄

る部分に限る。)並びに第四十六条の改正規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

量を定め、又は第二十四条第一項若しくは第十五条第一項の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、関係事業者その他利害関係者の意見を聴くものとする。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に掲げる日から施行する。

一 第八条及び第九条の規定 公布の日から起
算して一年を超えない範囲内において政令で
定める日

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 **（平成一年二月二日法律第一六〇号）** **抄**
（施行期日）

三　目次の改正規定（「第十条」を「第十条の二」に改める部分に限る。）第四章中第十条の次に一条を加える改正規定並びに第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第三十二条、第三十七条及び第四十四条の改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十年四月一日

（定期の報告に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「新法」という。）第七条の六の規定は、平成十九年度以後の年度に係る容器包装の量及び措置の実施の状況について適用する。

（政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、附則第一条第三号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年六月二四日法律第七

四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成二十三年八月三〇日法律第一

〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。